

半田市環境保全指導基準値取扱い要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、半田市環境保全指導基準値を定め、もって市内における公害防止及び環境保全対策の推進を図ることを目的とする。

(内 容)

第2条 環境保全指導基準値は、本市に新たに立地する事業場に指導する数値であり、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法並びに県民の生活環境の保全等に関する条例による規制基準値を遵守するための保証値とし、既存の事業場との環境保全協定の締結にあたっては、この指導基準値の確保を努力目標とする。

(適用範囲)

第3条 環境保全指導基準値の適用される範囲は、市内に新たに立地する事業所で、次のものについて適用する。

- (1) 大気汚染防止法に定める、ばい煙発生施設を有する事業所
- (2) 水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業所で衣浦湾境川等水域に係る上乗せ基準がかかる事業所及び、有害物質を排出する事業所
- (3) 新たに環境保全協定を締結する事業所

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

(経過装置)

- 2 この要綱の施行の際現に締結している公害防止協定は、新たに環境保全協定を締結しない限り、なお従前の例によるものとする。

半田市の環境保全等の指導基準値

項目		基準値		
大	硫黄酸化物	K 値	1.5 以下	
		燃料中の硫黄分	0.3%以下	
気	ばいじん	排出ガス量毎時 4 万立方メートル以上	0.05g/Nm ³ 以下	
		排出ガス量毎時 4 万立方メートル以下	0.1g/Nm ³ 以下	
水 質	工 程 排 水	生物化学的酸素要求量 (BOD)	15mg/ℓ以下	
		化学的酸素要求量 (COD)	15mg/ℓ以下	
		浮遊物質量 (SS)	15mg/ℓ以下	
		ノルマルヘキサン抽出物質量	2mg/ℓ以下	
		フェノール類含有量	0.5mg/ℓ以下	
		銅含有量	1mg/ℓ以下	
		亜鉛含有量	1mg/ℓ以下	
		溶解性鉄含有量	0.5mg/ℓ以下	
		溶解性マンガン含有量	0.5mg/ℓ以下	
		クロム含有量	0.2mg/ℓ以下	
		フッ素含有量	5mg/ℓ以下	
		カドミウム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	
		シアン化合物	0.5mg/ℓ以下	
		有機磷化合物	0.5mg/ℓ以下	
		鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	
		六価クロム化合物	0.3mg/ℓ以下	
		砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	
			PCB	検出されないこと
	生 活 排 水	生物化学的酸素要求量 (BOD)	25mg/ℓ以下	
		化学的酸素要求量 (COD)	25mg/ℓ以下	
		浮遊物質量 (SS)	25mg/ℓ以下	
		大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下	
騒	音	工業専用地域	終 日	65dB 以下
		工業地域		60dB 以下
		上記地域が住居地域と隣接の場合		55dB 以下
振	動	工業専用地域	終 日	70dB 以下
		工業地域		65dB 以下
緑	化	(緑地面積/敷地面積) × 100		20%以上